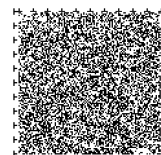


# 第5次久留米市男女共同参画行動計画

～男女の自立と男女共同参画社会の実現を目指して～

令和8(2026)年3月

久留米市

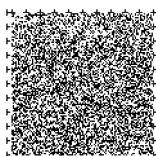


# 久留米女性憲章

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、  
人間としての自立と平等を基本理念として、  
家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、  
男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを  
進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
3. 男女があらゆる分野とともに参画できるまちをつくります。

(昭和63年告示第103号)



## はじめに

現代社会は、少子高齢化・人口減少の進行や世帯構成の変化、デジタル化の進展など社会情勢の急速な変化が続いており、大きな時代の転換期にあります。こうした変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女の人権が尊重され、誰もが、社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。



久留米市では、昭和63(1988)年から「久留米市男女共同参画行動計画(第1次～第4次)」を策定、平成13年(2001)には「久留米市男女平等を進める条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を進めてきました。

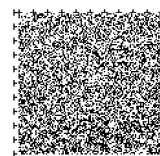
その結果、本市の審議会等における女性委員の割合は、初めて4割を超えた平成23年(2011)以降、常に全国的に高い水準を維持しており、また、令和6(2024)年度に実施した「第9回久留米市男女平等に関する市民意識調査」では、固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合は77.4%で過去最高となりました。その一方、家庭生活や職場、地域活動などの場において、男女の地位が平等と感じている人の割合は3割代に留まり、実態が意識に追いついていない状況です。加えて、あらゆる分野における女性の活躍推進、女性の所得向上と経済的自立、配偶者等からの暴力、様々な困難を抱える女性等への支援など依然として多くの課題が残っています。

このような状況を踏まえ、本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、「第5次久留米市男女共同参画行動計画」を策定しました。本計画では、引き続き「男女の自立と男女共同参画社会の実現」を目標に掲げ、市民の皆様をはじめ、市民活動団体、事業者、地域、学校、企業、関係機関の皆様と連携を図りながら取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました久留米市男女平等政策審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見いただきました市民の皆様、関係機関の皆様に、厚くお礼申し上げます。

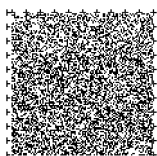
令和8年3月

久留米市長 原口 新五



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	5
1 計画策定の趣旨 .....	5
2 これまでの経緯 .....	5
3 第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題 .....	6
第2章 計画の基本的な考え方 .....	11
1 基本理念 .....	11
2 目標 .....	11
3 計画の性格と位置づけ .....	11
4 計画の期間 .....	12
5 重点課題 .....	12
第3章 計画の内容 .....	14
1 施策の体系 .....	14
2 成果指標 .....	15
3 施策の展開 .....	18
施策の方向Ⅰ 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり .....	18
施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進 .....	24
施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現 .....	33
施策の方向Ⅳ DVのない社会の実現 .....	41
施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現 .....	47
計画推進体制の整備 .....	53



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

久留米市では、令和 3(2021)年度に、「第 4 次久留米市男女共同参画行動計画」(以下、「第 4 次行動計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。令和 7(2025)年度で第 4 次行動計画の計画期間が終了します。第 4 次行動計画の成果や課題、現在の社会情勢等を踏まえ、本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、「第 5 次久留米市男女共同参画行動計画」(以下「第 5 次行動計画」という。)を策定するものです。

### 2 これまでの経緯

#### 国の取組

わが国における男女平等の取組は、昭和 50(1975)年に国際連合が設けた「国際婦人年」に始まり、昭和 60(1985)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するなど、国際社会の動きと連動して進められてきました。

平成 11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12(2000)年にこの法律に基づく最初の国の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されて以降、様々な施策が進められてきました。

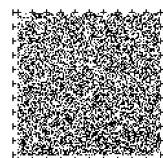
令和8(2026)年 3 月に閣議決定された「第 6 次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

#### 福岡県の取組

福岡県においては、昭和 55(1980)年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。「男女共同参画社会基本法」制定後、同法に基づき、平成 13(2001)年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、平成 14(2002)年には「福岡県男女共同参画計画」を策定し、福岡県の男女共同参画に関する施策を推進してきました。平成 18(2006)年には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を、令和 6(2024)年には「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に加えて、困難な問題を抱える女性に寄り添った切れ目のない支援に取り組んでいます。

令和 8(2026)年 3 月に、3 つの計画を一本化した「第6次福岡県男女共同参画計画」を策定し、誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野で自分にあった生き方を選択し、個人として持つ能力を発揮することができる「ジェンダー平等・男女共同参画社会」を目指して施策を総合的、計画的に推進しています。



## 久留米市の取組

久留米市では、昭和 63(1988)年「女性問題解決のための久留米市行動計画」を策定し、この間、市民に広く男女平等についての理解を深めるため、市民と行政の共通の指針である「久留米女性憲章」並びに「久留米女性週間」を定め、男女平等政策を進めてきました。

平成 12(2000)年には、その前年に制定された「男女共同参画基本法」を受け、性差別に起因する様々な問題を解決していくため、「久留米市男女共同参画行動計画」を策定。翌年の平成 13(2001)年、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として、「久留米市男女平等推進センター」を開館しました。

さらに、平成 14(2002)年、男女平等の推進に関する 7 つの基本理念と、男女平等推進のための基本的施策、男女平等に関する苦情等の申出の処理に関する事項等を定めた「久留米市男女平等を進める条例」を公布しました。それに伴い、男女平等に関する市民からの苦情処理機関として、新たに「久留米市男女平等推進委員」を設けるなど、男女平等政策の基盤整備を進めました。

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)対策については、平成 22(2010)年度に「久留米市 DV 対策基本計画」を策定後、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的に取り組んできました。平成 22(2010)年 11 月に、全国に先駆けて「DV のないまちづくり宣言」を行ったほか、平成 25(2013)年にセーフコミュニティの国際認証を取得し、DV の防止と被害者の早期発見を重点目標として、市民との協働による安全安心のまちづくりに向けた取組を進めています。

### 3 第 4 次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題

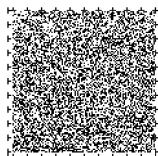
第4次久留米市男女共同参画行動計画では、『男女の自立と男女共同参画社会の実現』を目標に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえながら、重点課題として「男女共同参画の意識づくり」「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」「地域における男女共同参画の促進」「ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性の活躍促進」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「貧困等生活上の困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる環境の整備」を定め、4 つの施策の方向のもと、88 の事業に取り組んできました。

令和 6 年度に実施した男女平等に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合は 77.4%となり、性別による固定的な役割分担意識は薄れ、男女平等の意識は進んできています。

一方で、「男女の地位の平等感」については、前回の令和元年度調査と比較して、多くの場面で「男性優遇」の割合が減少し、「平等」の割合が増加しました。しかしながら、家庭や地域、職場などすべての場面において「男性優遇」が「女性優遇」を上回り、社会全体では 69.5%が「男性優遇」と回答しています。

このように、男女平等の意識は少しずつ進んでいるものの、長い時間をかけて人々に深く根づいている固定的性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が存在することで、社会全体で男性が優遇されていると感じている人が多く、男女の不平等感は解消されていません。

今後も、あらゆる機会を通じて男女平等についての正しい理解を促進し、市民一人ひとりの意識や行動の変革につなげるとともに、あらゆる分野にジェンダー平等の視点を取り込むことで、男女共同参画社会の実現を進めていく必要があります。



## 成果指標に基づく評価

計画に掲げた施策の推進状況を的確に把握・評価するため、施策ごとに成果指標を設定しています。施策ごとの成果指標に対する目標の達成状況は次のとおりです。

### ●施策の方向Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり

#### 施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	66.1%	79.0% (R6年度)	77.4%

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は、令和元年度から11.3ポイント増加し、過去最高の77.4%となり、性別による固定的な役割分担意識は薄れてきています。

#### 施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
学校教育の場で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	65.2%	72.0% (R6年度)	71.2%

身近な場面における男女の地位の平等感について、学校教育の場で平等と感じる人の割合は、令和元年度から6.0ポイント増加し71.2%となり、他の場面と比べて最も高くなっています。

### ●施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

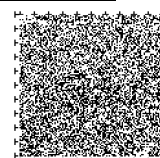
#### 施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.9% (R2.4.1現在)	50.0% (R7.4.1現在)	44.4% (R7.4.1現在)
市職員における管理職に占める女性職員の割合及び 監督職に占める女性職員の割合 (女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画)	管理職:15.1% 監督職:30.4% (R2.4.1現在)	管理職:20.0% 監督職:35.0% (R8.4.1現在)	管理職:19.4% 監督職:32.6% (R7.4.1現在)

市の審議会等における女性委員の登用率は高い水準を維持するとともに、本市職員の役職者に占める女性職員の割合についても、積極的な登用を進め、着実に増加しています。

#### 施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
職場で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	20.1%	30.0% (R6年度)	30.5%
女性労働者数(女性雇用保険被保険者数) (新総合計画第4次基本計画事業計画)	41,781人	44,623人 (R7年度)	42,321人



職場で平等と感じる人の割合は、令和元年度から10.4ポイント増加して30.5%となり、目標を達成しました。女性労働者の数は、令和元年度から450人増加して42,321人となっています。

### 施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
認定農業者における女性農業者の割合 (第3期食料・農業・農村基本計画)	6.4%	10.0% (R7年度)	7.3%
福岡県の女性の勤続年数(企業規模:10~99人)※1 (厚生労働省:賃金構造基本統計調査)	9.1年 (R4年)	13.0年 (R7年)	9.3年 (R6年)

認定農業者における女性農業者の割合は7.3%で令和元年度から0.9ポイントの増となっています。福岡県の女性の勤続年数は9.3年と、令和4年度から0.2年の微増となっています。

### 施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
家庭生活上で平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	22.2%	30.0% (R6年度)	31.4%
校区コミュニティ組織における女性役員の割合 (新総合計画第4次基本計画)	18.6% (R2年度)	20.0% (R7年度)	21.1%

家庭生活上で平等と感じる人の割合は、令和元年度から9.2ポイント増加して31.4%となり、目標を達成しました。また、校区コミュニティ組織における女性役員の割合は、少しずつ着実に増加し、21.1%となり、目標値の20.0%を超えています。

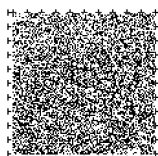
### 施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
市職員における男性の育児休業取得率 (次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画)	29.4%	50.0% (R6年度)	78.8%
福岡県の超過実労働時間数(企業規模:10人以上)※2 (厚生労働省:賃金構造基本統計調査)	12時間/月 (R4年)	7時間/月 (R6年)	12時間/月 (R6年)

市職員における男性の育児休業取得率は、令和4年度以降、目標値の50%を超えており、令和6年度には78.8%まで増加しました。福岡県の超過実労働時間数は、令和4年度と比較して減少には至りませんでした。

※1 ※2)成果指標の変更について

「福岡県賃金事情」の数値を成果指標にしていたものについて、福岡県が同調査を今後実施しないことが判明したため、国の同種の調査「賃金構造基本統計調査」から新たな成果指標を設定しました。



## ●施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 施策1 DVの防止及び被害者支援の充実

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
DV被害について「相談しなかった(できなかった)」人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	58.3%	40.0% (R6年度)	52.1%
DVを人権侵害だとする市民の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	73.2%	80.0% (R6年度)	87.6%

DVを人権侵害だとする市民の割合は、令和元年度から14.4ポイント増加し、87.6%となり、目標を達成しました。一方、DVを受けた経験について、令和元年度から6.2ポイント減少したものの、52.1%(女性43.2%、男性75.0%)が相談しなかった(できなかった)としています。

### 施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値 (R6年度)
セクシュアル・ハラスメントの被害を受けて相談できなかった人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	54.9%	40.0% (R6年度)	48.0%

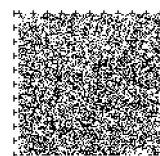
セクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある人のうち、48.0%(女性48.3%、男性48.8%)が相談しなかった(できなかった)としています。

## ●施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり

### 施策1 生涯を通じた男女の健康支援

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値
がん検診の平均受診率 (第2期健康くるめ21計画)	がん検診の平均受診率:17.0% 子宮頸がん: 20.6% 乳がん:18.4%	がん検診の平均受診率:30.0% 子宮頸がん: 40.0% 乳がん:40.0% (R4年度)	がん検診の平均受診率:18.5% 子宮頸がん: 25.6% 乳がん:19.5% (R4年度)
自殺者数 (久留米市自殺対策基本計画)	49人 (R元年)	44人以下 (R5年)	47人 (R5年)

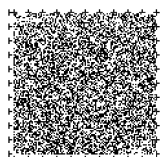
がん検診の受診率は、令和4年度18.5%(子宮頸がん25.6%、乳がん19.5%)であり、令和元年度から微増となっています。自殺者数は、目標値44人以下に対し、令和5年47人となりました。



## 施策2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

指標名	初期値 (R元年度)	目標値	実績値
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員(母子世帯・父子世帯)の割合 (子どもの貧困対策推進計画)	母子世帯: 49.7%	初期値以上 (R3年度)	母子世帯: 51.3%
	父子世帯: 74.7% (H28年度)		父子世帯: 72.9% (R3年度)

ひとり親家庭の正規職員・従業員の割合は、令和3年度実施の「久留米市ひとり親家庭実態調査」において、母子世帯は51.3%と平成28年度調査の49.7%を上回りましたが、父子世帯は72.9%と平成28年度調査の74.7%を下回りました。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「男女平等を進める条例」の7つの基本理念を第5次行動計画の基本理念とします。

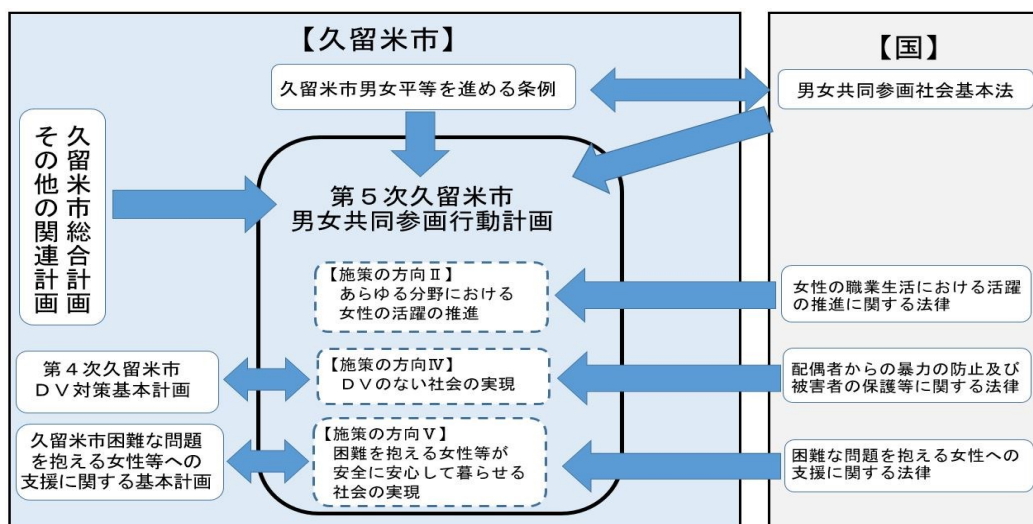
- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重されること
- (2) 社会における制度又は慣行において、男女平等の推進を阻害する要因となっているものを取り除くこと
- (3) あらゆる教育の場での男女平等の推進
- (4) 政策・方針の立案及び決定に参画する機会の平等な確保
- (5) 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られ、家族が共に家庭責任を果たし、地域や個人の活動ができること
- (6) 男女が生涯健康な生活を営み、自分の身体に関する事柄に対して自己決定ができること
- (7) 男女平等の推進は、SDGs など平和を基盤とした国際的協調の下に行われること

### 2 目標

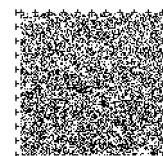
第5次行動計画の目標として「男女の自立と男女共同参画社会の実現」を設定します。

### 3 計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、男女平等を進める条例第16条第1項に基づく「行動計画」です。
- (2) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含します。
- (4) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含します。
- (5) 本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「女性支援新法」という。)第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含します。
- (6) 本計画は、久留米市総合計画の男女共同参画の推進施策の個別計画であり、施策の推進に当たっては総合計画との整合を図ります。



第4次久留米市DV対策基本計画:施策の方向Ⅰと施策の方向Ⅳが該当  
久留米市困難な問題を抱える女性等への支援に関する基本計画:施策の方向Ⅰと施策の方向Ⅲ施策2、施策の方向Ⅳが該当



## SDGs の理念との整合

SDGs とは、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された令和 12(2030)年までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットを定めています。

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGs に掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成への寄与を図ります。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4 計画の期間

第 5 次行動計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

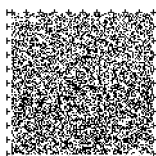
## 5 重点課題

第 5 次行動計画における重点課題を次の 6 項目とします。

### (1) ジェンダー平等の意識づくり

これまでの男女共同参画社会を推進する様々な取組により、徐々にジェンダー平等の意識は進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。その背景には、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識やジェンダーによる固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などがあることが挙げられます。これらの解消のための啓発や教育は、あらゆる施策の根幹となる重要な取組です。

ジェンダー平等についての正しい理解の定着を促進し、市民一人ひとりの意識や行動の変革につなげることができるよう、継続してジェンダー平等の意識づくりに取り組むことが重要です。



## (2)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に女性の参画が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠なものです。

引き続きあらゆる分野に女性が参画し活躍できる機会を広げるための取組を積極的に進めます。

## (3)地域における男女共同参画の促進

地域社会では男性中心の価値観や体制の中で、固定的性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が依然として多く残っています。また、少子高齢化・人口減少の進展や近年大規模災害が頻発する中、男女共同参画の視点での地域活動が重要となっています。

合わせて、地域の多様化する課題やニーズに対応していくため、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要となっています。活力ある地域社会にしていくため、女性の参画を進めます。

## (4)ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性の活躍促進

働き方やライフスタイルの変化、家族形態の多様化等社会の変化を背景として、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がますます重要となっています。男女がともに自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育てや介護などを両立できる社会にするため、ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組をより一層推進することが必要です。

働く場における女性の活躍は、女性自身の経済的自立を促進し、社会全体の持続可能な発展に寄与します。そのため、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を一層推進する必要があります。

## (5)DVのない社会の実現

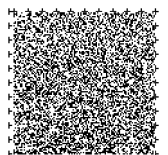
DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その形態の如何を問わず男女共同参画社会の実現を阻害する要因となります。

DVのない社会の実現に向け、暴力を容認しない意識啓発や被害者の早期発見、相談体制の充実、被害者の保護や支援など、関係機関や民間団体との連携により総合的に取り組む必要があります。

## (6)様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

女性であることにより、様々な困難に直面することが多いことから、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6(2024)年4月に施行されました。

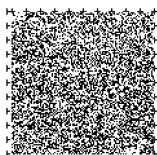
本市においても、関係機関等と連携しながら、法に基づいた支援を行う必要があります。困難を抱える女性等の支援にあたっては、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いことに留意し、本人の意思を尊重しながら、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない取組が必要です。



### 第3章 計画の内容

#### 1 施策の体系

<b>施策の方向Ⅰ 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり</b>
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発
施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践
<b>施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進</b>
施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進
施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進
施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進
施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現
<b>施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現</b>
施策1 生涯を通じた男女の健康支援
施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実
施策3 防災における男女共同参画の促進
<b>施策の方向Ⅳ DVのない社会の実現</b>
施策1 DVの防止及び被害者支援の充実
<b>施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現</b>
施策1 様々な困難を抱える女性等への支援の充実
<b>計画推進体制の整備</b>
計画推進体制の強化・徹底
推進拠点としての男女平等推進センター機能の充実
市民との協働



## 2 成果指標

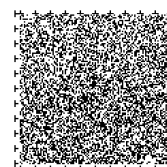
計画に掲げた施策の推進状況を的確に把握・評価するため、施策ごとに成果指標を設定します。指標の達成状況については、毎年度把握できるものはその都度整理し、その他のものについては必要な調査等を行った上で、把握・評価します。

### 施策の方向Ⅰ 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	77.4% (R6年度)	87.0% (R11年度)
施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践	学校教育の場で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	71.2% (R6年度)	76.0% (R11年度)

### 施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

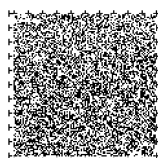
施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	審議会・委員会等における女性委員の登用率	44.4% (R7.4.1現在)	50.0% (48.0～52.0%) (R12.4.1現在)
	市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合 (女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画)	管理職:19.4% 監督職:32.6% (R7.4.1現在)	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画における目標値 (R12.4.1現在)
施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進	職場で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	30.5% (R6年度)	35.0% (R11年度)
	働きやすい職場環境に関する認定を取得している事業所数 (久留米未来デザイン計画 2035)	11事業所 (R6年度)	30事業所 (R12年度)
施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進	認定農業者における女性の割合 (第4期食料・農業・農村基本計画)	7.3% (R6年度)	10.0% (R12年度)
施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進	家庭生活上で男女の地位が平等と感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	31.4% (R6年度)	35.0% (R11年度)
	校区コミュニティ組織における女性役員の割合 (久留米未来デザイン計画 2035)	22.5% (R7年度)	30.0% (R12年度)



施策	成果指標	現状値	目標値
施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現	2週間以上の育児休業を取得した男性常勤職員の割合 (次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画)	72.7% (R6年度)	85.0% (R11年度)
	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じる人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	56.2% (R6年度)	60.0% (R11年度)

### 施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現

施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 生涯を通じた男女の健康支援	がん検診の受診率 (第3期健康くるめ21計画)	胃がん:5.1% 大腸がん:7.3% 肺がん:8.1% 子宮頸がん: 17.9% 乳がん:15.6% (R6年度)	現状値以上 (R12年度)
	自殺死亡率(人口10万人対) (第2期自殺対策計画)	16.1 (R4年)	13.0以下 (R10年)
施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実	過去5年間にセクシュアル・ハラスメントの被害を受けたことがある人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	22.7% (R6年度)	17.0% (R11年度)
	過去5年間にセクシュアル・ハラスメントの被害を受けて相談しなかった人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	48.0% (R6年度)	40.0% (R11年度)
施策3 防災における男女共同参画の促進	防災士における女性の割合	21.9% (R6年度)	30.0% (R11年度)
	防災リーダーにおける女性の割合	26.6% (R6年度)	30.0% (R11年度)

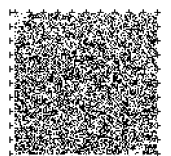


#### 施策の方向Ⅳ DVのない社会の実現

施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 DVの防止及び被害者支援の充実	DVを人権侵害だと認識する人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	87.6% (R6年度)	93.0% (R11年度)
	過去5年間にDV被害を受けたことがある人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	17.0% (R6年度)	10.0% (R11年度)
	過去5年間にDV被害を受けて相談しなかった人の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	52.1% (R6年度)	40.0% (R11年度)

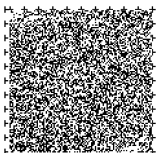
#### 施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現

施策	成果指標	現状値	目標値
施策1 様々な困難を抱える女性等への支援の充実	過去5年間にDV被害を受けて相談しなかった女性の割合 (男女平等に関する市民意識調査)	43.2% (R6年度)	40.0% (R11年度)
	ひとり親の正規雇用の割合 (久留米市こども計画)	母子世帯:51.3% 父子世帯:72.9% (R3年度)	現状値以上 (R8年度)
	女性の自殺死亡率(人口10万人対) (第2期自殺対策計画)	10.8 (H29年~R3年平均) 全国:10.1	全国値以下 (R6年~R10年平均)



### 3 施策の展開

## 施策の方向 I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり



## 施策の方向 I 人権尊重のためのジェンダー平等の意識づくり

社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は非常に重要であり、国際開発目標として国連サミットで採択された令和 12(2030)年までの持続可能な開発目標(SDGs)の目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」に合致しているだけでなく、他のすべての目標達成にも関わっています。

国は、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を前提とした「昭和モデル」から全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」の社会を作ることこそが、今後の男女共同参画社会の形成の促進において重要としています。

しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や制度が根強く残っており、市民の男女の地位の不平等感が解消されていない現状があります。背景には、働き方、暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念があり、また、それらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

これらのジェンダー平等を阻害する要因となっている慣習、慣行、制度を見直し、廃止していくことで、市民が主体的に多様な選択を行えるようになります。これにより、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら、自分らしさを追求し、全ての人が活躍できる社会の実現につながります。

男女共同参画を進めるためには、ジェンダー平等に対する正しい理解を広げ、市民一人ひとりの主体的な行動につなげていくことが必要です。

また、セクシュアル・マイノリティの人々が学校や社会生活のあらゆる場面で直面している様々な困難にも着目し、すべての人々が持つ性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)への理解を深めることが求められています。

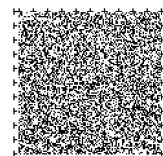
このため、ジェンダー平等の視点に基づいた意識づくりや、差別解消に向けた啓発や教育が重要です。

### 施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発
- (2) ジェンダー平等の視点に立った教育の実践

### 目指す姿

地域や学校等、あらゆる場や機会において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないジェンダー平等に関する学習や教育に取り組み、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を目指します。



## 施策1 固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等意識の啓発

### 現状と課題

本市では、行動計画に基づき、男女平等推進センターを中心に講座・講演会の開催、出前講座、情報の提供、市民の自主的活動等を通じ、ジェンダー平等の意識づくりを進めてきました。

その結果、令和6年度に実施した「第9回久留米市男女平等に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に同感しない人の割合は、77.4%となり、令和元年度の調査から 11.3ポイント増加し、過去最多となりました。

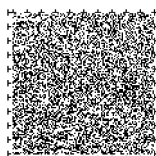
しかしながら、男女の地位の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「地域活動・社会活動の場」で、男女の地位が平等と感じている人の割合は増加傾向にあるものの、3割代に留まり、実態が意識に追いついていない状況となっています。

身近な生活の場における男女の不平等感が解消されない要因のひとつは、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度が根強く残っているためです。このような慣習や慣行は、社会的・文化的に長い時間かけ形成されてきたものであるため、これをなくすことは容易ではありません。あらゆる機会を通じて、市民一人ひとりが、ジェンダー平等について理解し、認識を深め、主体的な行動につなげられるよう市全体で進めていく必要があります。

### 具体的事業

#### (1)ジェンダー平等の視点に立った情報の収集と提供

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11101	ジェンダー平等の視点に立った行政刊行物の作成	市の刊行物等の用語やイラストの表現について、「行政刊行物における表現の手引き」を用い、ジェンダー平等の視点に立って作成する。	全庁
11102	ジェンダー平等に関する広報・啓発の充実	SNSをはじめとした各種媒体を活用したジェンダー平等に関する啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を進める。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター)
11103	ジェンダー平等の視点に立った情報の収集と提供	ジェンダー平等に関する資料等の収集・提供やジェンダー平等の各種運動に関連する企画展示を実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 市民文化部 (中央図書館)
11104	ジェンダー平等に関する調査研究事業の実施	ジェンダー平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
11105	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討	SOGI(性的指向・性自認)を正しく理解し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、求められる支援について調査・研究を行う。	協働推進部 (人権・同和対策課) (人権啓発センター) (男女平等政策課) (男女平等推進センター)



(2) 講座・講演会等による意識啓発

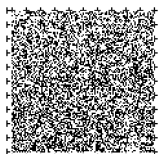
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11201	ジェンダー平等意識啓発のための講座等の開催	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座や講演会を開催し、ジェンダー平等の理解を深める。	協働推進部 (男女平等推進センター) 市民文化部 (生涯学習推進課) 各総合支所 (文化スポーツ課)
11202	若年層に対するセミナーの開催	学生を対象として、男女が共に能力を発揮し積極的に社会や地域、家庭への参画ができるようセミナーを開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター)
11203	ジェンダー平等に関する市職員研修の実施	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。	総務部 (人材育成室)

(3) 男性のジェンダー平等に関する理解の促進

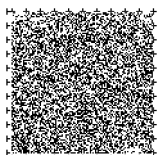
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11301	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 商工観光労働部 (労政課)
11302	男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進	男性の家庭における生活的自立を目指すための講座(教室)を実施するとともに、主体的な家事・育児・介護等への参画を促す。	市民文化部 (生涯学習推進課) 子ども未来部 (こども子育てサポートセンター) 各総合支所 (文化スポーツ課)

(4) 市民との協働による啓発の発信

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
11401	久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施	「くるめフォーラム」をはじめとした久留米女性週間記念事業を全庁で実施することで、久留米女性憲章の制定を広く市民に周知し、ジェンダー平等意識の浸透を図る。	全庁
11402	ジェンダー平等を推進する市民活動団体への支援と協働	ジェンダー平等の実現を目的とする市民活動団体の自主的な活動に対して支援を行うとともに、協働での取組を進める。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター)



11403	地域におけるジェンダー平等学習の実施	地域におけるジェンダー平等学習への取組を促すとともに支援を行う。	協働推進部 (人権・同和対策課) (男女平等推進センター) 市民文化部 (生涯学習推進課)
-------	--------------------	----------------------------------	---



## 施策2 ジェンダー平等の視点に立った教育の実践

### 現状と課題

次世代を担う子どもたちの固定的な性別役割分担意識を解消し、ジェンダー平等への理解を深めることは、将来に向けた男女共同参画社会の実現につながります。

令和6年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、学校教育の場において男女が「平等」と感じる人の割合が71.2%となっており、家庭や地域等ほかの場面と比較して最も高くなっています。

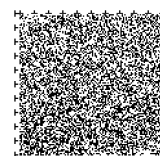
一方、子どもは、生活のあらゆる場面で様々な価値観を学び、身につけていくことから、日頃から家庭や学校、地域でジェンダー平等の視点を取り入れることが求められます。特に、固定的な性別役割分担意識は、幼少期から長年にわたり形成されることから、子どもの成長段階に応じたジェンダー平等の視点に立った教育は非常に大切です。

また、教育環境に固定的な性別役割分担が組み込まれることのないように、教職員へのジェンダー平等に関する意識啓発や研修を継続して実施することも重要です。

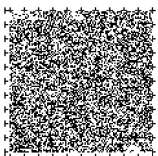
### 具体的事業

#### (1) 幼児教育・学校教育の場におけるジェンダー平等教育の実践

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
12101	ジェンダー平等保育の実施及び情報提供	ジェンダー平等保育を実施するため、保育所や幼稚園関係の職員に対し、ジェンダー平等など人権に関する研修や情報提供を行う。	子ども未来部 (子ども保育課) (幼児教育研究所)
12102	ジェンダー平等教育の推進	教育活動全般におけるジェンダー平等教育を推進するため、校長会や学校訪問等の機会を活用し、指導・助言を行うとともに、ジェンダー平等の視点を教職員研修に盛り込み、教職員の意識向上を図る。また、子ども達のジェンダー平等の意識づくりを進めるための教材について、効果的な活用の在り方を踏まえて改訂を検討する。	教育部 (学校教育課) (教育センター)
12103	健康教育や性教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、ジェンダー平等教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。	教育部 (学校教育課)



**施策の方向Ⅱ**  
**あらゆる分野における女性の活躍の推進**



## 施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として均等に参画する機会を確保し、個人の能力を最大限に発揮できる環境を整えることが重要です。

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠なものです。

働く場における女性の活躍は、女性自身の経済的自立を促進し、社会全体の持続可能な発展に寄与するものであり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別にかかわらず活躍できる社会の実現に不可欠の前提です。

また、地域においては、今後、人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定されます。地域における方針決定過程への女性の参画拡大により、様々な視点からの課題解決につながることを期待できます。

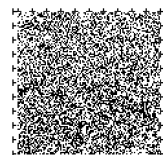
職場や地域など様々な分野における方針決定過程への女性の参画は、少しずつ増えているものの、依然として十分とは言えない状況です。固定的な性別役割分担を解消し、女性が自らの希望に応じた分野で活躍できるよう、女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

### 施策

- (1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- (2)雇用の分野における男女共同参画の促進
- (3)農業・商工自営業における男女共同参画の促進
- (4)家庭・地域における男女共同参画の促進
- (5)ワーク・ライフ・バランスの実現

### 目指す姿

固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度を解消するための意識啓発や環境づくり、女性の人材育成に取り組み、男女が共に社会活動、経済活動、家庭活動に積極的に参画し、性別にかかわらず誰もがあらゆる分野で活躍できる社会を目指します。



## 施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

### 現状と課題

あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して取り組むことが求められています。本市では、性別にかかわらず多様な意見を施策に反映させるため、審議会等における女性の登用を積極的に進めました。

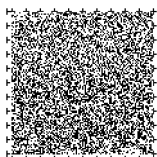
その結果、市の審議会等における女性の登用率は高い水準を維持しています。しかしながら、多くの分野では、政策・方針決定過程への女性の参画は、いまだ進んでいない状況です。

市役所組織や市の附属機関等への女性の登用を促進するとともに、農業者団体・商工団体等への意識啓発や女性人材の発掘・育成、女性が参画しやすい環境づくりなど、ポジティブ・アクションによる実効性のある取組が必要です。

### 具体的事業

#### (1)あらゆる分野における女性の登用の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
21101	審議会等への女性の登用の推進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるよう、男女平等政策会議で共有・協議するとともに各部局において、女性委員の登用を進める。	全庁
21102	市女性職員の役職者等への登用の推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、管理・監督職への女性登用を進め、市における男女共同参画を推進する。	総務部 (人事厚生課)
21103	農業委員・農地利用最適化推進委員への女性参画促進	女性農業委員及び農地利用最適化推進委員の増加に向け、農業者・農業者団体等に対し啓発活動を行う。	農業委員会事務局 農政部 (総務)
21104	商工団体の方針決定の場への女性登用の促進	商工団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発活動を行う。	商工観光労働部 (商工政策課)
21105	政策・方針決定過程における女性人材の育成	政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野に女性が参画し活躍できるよう、男女共同参画の理解を深めるための講座の開催や女性人材の育成を進める。	協働推進部 (男女平等推進センター)



## 施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

### 現状と課題

雇用の分野では、男女の均等な機会と待遇の確保及び女性活躍の推進を目標に掲げ、事業者に対する啓発活動や女性の活躍を後押しする各種事業に取り組んできました。しかしながら、令和6年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、職場において「男性優遇」と感じている人が、ほぼ半数に達しています。このような現状は、雇用の場で男女間の不平等感が根強く残っていることを示しています。

女性の所得向上・経済的自立は、男女の置かれた状況の違い等を背景に生じている様々な困難を解消していく上でも重要な鍵となり、個人が尊厳をもって生きることとも密接にかかわるものです。

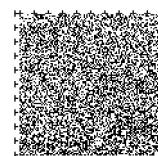
女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向け、ポジティブ・アクション等による女性の参画拡大、女性に対する起業支援や非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正等に取り組む必要があります。

あわせて、長時間労働の見直しや、テレワーク等の多様な働き方の推進といった、性別にかかわらず働きやすい環境づくりに取り組む必要があります。

### 具体的事業

#### (1) 女性が働き続けることができる環境づくりと就業支援

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
22101	競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発	競争入札参加登録事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供や研修を実施する。また、競争入札参加登録事業者に対し、女性活躍推進の取組に対する加点を導入し、運用していく。	総務部 (契約課)
22102 (新規)	女性の就業等のための環境整備	女性の就業等を支援するため、女性のための学び直しの実施と同時に、男性の家事育児参画を推進する。	協働推進部 (男女平等推進センター)
22103	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法等の理解促進や女性の活躍に関する支援	事業所及び労働者に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する理解を進めるとともに、事業所訪問等により現状を把握しながら、女性が活躍できる環境づくりを促進する。	商工観光労働部 (労政課)
22104	非正規労働者に対する権利の理解促進や就労支援	非正規労働者に対し、国、県と連携して労働法などの労働関係法制度の周知・啓発を行い、労働者の権利に関する理解の促進を図るとともに、伴走型の就労支援を行う。	商工観光労働部 (労政課)
22105	職場におけるハラスメント防止の啓発	職場におけるハラスメントを防止するため、事業主や労働者を対象に、様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行う。	商工観光労働部 (労政課)



### 施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

#### 現状と課題

本市の農業従事者における女性の割合は 4 割を超えて推移しており、女性は農業経営において重要な役割を担っています。一方で、認定農業者における女性農業者の割合は、1 割以下に留まっています。

農業分野においては、男女共同参画の理解を深めるとともに、認定農業者の共同申請や家族経営協定の普及を進め、女性農業者の経営参画や働きやすい環境を整備することが求められます。

また、商工自営業の分野でも、女性が個性や能力を存分に生かせる環境を整えるために、固定的な性別役割分担意識の解消と、起業を希望する女性への多様な支援体制の構築が必要です。

男女共同参画を推進することは、事業の持続的な発展に寄与する重要な要素です。女性が主体的に経営に携わることで、多様性に富んだ視点や発想が生まれ、事業の成長を促します。

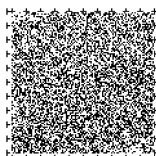
#### 具体的事業

##### (1) 農業における女性の活躍促進

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
23101	農業分野における男女共同参画の推進	女性農業者リーダーを育成するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。	農政部 (農政課)
23102	女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進	認定農業者の再認定時や各種研修会等において、認定農業者の共同申請に関する周知・啓発に取り組むとともに、家族経営協定を推進する。	農政部 (農政課)

##### (2) 商工自営業における女性の活躍促進

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
23201	商工自営業者に対する男女共同参画社会の意義の周知・啓発	商工自営業者に対し、市主催等のセミナーへの参加を働きかけ、男女共同参画社会の意義について啓発を行い、意識改革を促す。	商工観光労働部 (商工政策課)
23202	女性の起業促進	起業を目指す女性を支援し、女性の活躍を進めるため、関係機関と連携しながら、セミナーの開催や融資制度の情報提供等を行う。	商工観光労働部 (新産業創出支援課)
23203 (新規)	女性の起業を支援する体制構築	起業を目指す女性が活躍するため、事業実現・継続に向けての関係機関と連携した伴走支援を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)



## 施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

### 現状と課題

令和6年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、収入を得ること以外の家庭における役割(家事、育児など)について、「妻が中心」と回答した人は減少傾向にあるものの、依然として家事・育児が妻に偏っている状況がうかがえます。男女がともに仕事や家事、育児、介護、地域活動等に積極的に参画していくためには、男女双方の意識改革・理解の促進を図る必要があります。

また、地域における役職者としての女性の参画は、令和7年度現在、校区コミュニティ組織役員で21.2%、自治会長で11.0%に留まっています。令和6年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、女性が地域の役職を引き受けることに対して消極的な理由として、「家事・育児や介護に支障が出るから」「仕事に支障がでるから」の割合が多く、その背景には、「トリプルシフト」(仕事、家事、地域活動の三重負担)という現象が関連していると考えられます。

地域における男女共同参画の促進は、多様な視点での課題解決や社会的な公平性の向上など、地域社会の活性化や持続可能な地域社会を構築する上で重要です。地域における男女共同参画の促進に向け、男女共同参画の理解を深めるとともに、地域の女性人材等の育成や誰もが地域活動に参画しやすい環境づくりへの取組が必要です。

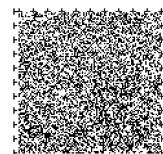
### 具体的事業

#### (1) 男性の家庭生活への参画促進

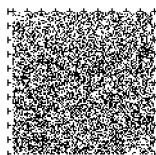
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
24101	男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進【再掲】	男性の家庭における生活的自立を目指すための講座(教室)を実施するとともに、主体的な家事・育児・介護等への参画を促す。	市民文化部 (生涯学習推進課) 子ども未来部 (こども子育てサポートセンター) 各総合支所 (文化スポーツ課)
24102	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発【再掲】	家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 商工観光労働部 (労政課)

#### (2) まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
24201	地域の女性人材等の育成	女性が地域で活躍し、地域活動が活性化するよう、地域活動における男女共同参画を進める意識啓発や女性の人材育成を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)



24202	地域活動での男女共同参画の促進	校区コミュニティ組織や自治会の活動に対し、女性や若年層の積極的な参画・登用を働きかけるとともに、地域で活躍できる多様な人材の発掘・育成や誰もが参画しやすい環境づくりに取り組む。	協働推進部 (地域コミュニティ課) 市民文化部 (生涯学習推進課)
24203 (新規)	女性防災士や女性防災リーダーの育成	地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、女性防災士や女性防災リーダーを育成し、地域の防災力の向上を図る。	総務部 (防災対策課)
24204 (新規)	地域における自主防災活動等への女性の参画拡大	地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、地域での自主防災活動などへの女性の参画を増やす。	総務部 (防災対策課)



## 施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

### 現状と課題

少子高齢化・人口減少が進む中で、誰もが仕事上の責任を果たしながら、ライフステージに応じて、子育て、介護、地域活動などの希望に合った選択ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが求められています。

しかしながら、令和6年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じる人の割合は、56.2%に留まっています。

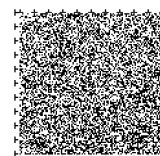
ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業等の理解と協力が不可欠です。長時間労働の削減をはじめとし、テレワークなどの柔軟な働き方の導入、男性の育児休業の取得促進など、企業等の働き方改革に関する意識啓発や情報提供に取り組めます。

あわせて、多様なライフスタイルに対応した、仕事と家庭との両立支援制度の充実を図るなど、誰もが働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

### 具体的事業

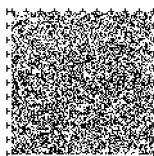
#### (1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と情報提供

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
25101	若年層に対するセミナーの開催 【再掲】	学生を対象として、男女が共に能力を発揮し積極的に社会や地域、家庭への参画ができるようセミナーを開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター)
25102	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発 【再掲】	家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 商工観光労働部 (労政課)
25103	農業者へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実	ワーク・ライフ・バランスを実現し女性農業者の働く環境の向上を図るため、認定農業者の共同申請や家族経営協定を推進するとともに、意識の啓発に取り組む。	農政部 (農政課)
25104	仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発及び支援の充実	企業の経営者の働き方改革に関する意識改革と職場環境の改善を図るための啓発を実施する。また、仕事と出産・育児・介護等の両立が可能な社会の実現のため、テレワークなど柔軟な働き方に取り組む事業所への支援を行う。	商工観光労働部 (労政課)
25105	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、その意義や制度内容の周知に努めるとともに、在宅勤務や時差出勤等について検討し、多様で柔軟な働き方の実現や休暇等を取得しやすい職場環境の整備に取り組む。また、時間外勤務の縮減のため、事務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や職員の機運の醸成に取り組む。	総務部 (人事厚生課)

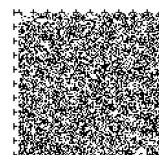


(2)両立支援制度の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
25201	ファミリー・サポート・センター事業の充実	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。	子ども未来部 (こども子育てサポートセンター)
25202	保育士等の人材確保による保育所等の安定運営	共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、安心して子どもを育むことができるよう、保育士の人材確保を推進し、保育所等の安定的な運営による保育の質の確保・向上を図る。	子ども未来部 (子ども保育課)
25203	多様な保育サービスの提供	共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、仕事と家庭の両立が図られ安心して子育てができるよう、多様な保育サービス(病児保育、一時預かり、休日保育、夜間保育)を提供する。	子ども未来部 (子ども政策課) (子ども保育課)
25204	学童保育所の充実	子どもを安心して預けて働くことができるよう、施設及び支援員の確保の取組を進め、高学年児童の全校区受入を図る。	子ども未来部 (子ども政策課)



**施策の方向Ⅲ**  
**誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現**



## 施策の方向Ⅲ 誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが一人の人間として尊重され、安心して暮らせる社会であることが前提となります。

健康は、男女共同参画社会の実現の基盤となります。男女が自らの身体について正しい情報を持ち、互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことは重要です。

特に女性は、その心身の状態がライフステージごとに大きく変化するという特性があるとともに、生理や妊娠・出産、不妊に加え、予期せぬ妊娠や性感染症等の問題から、性と生殖に関する健康の維持と自己決定(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点に立った健康教育や早い段階から妊娠・出産の知識を持ち自分の身体への健康意識を高める取組(プレコンセプションケア)が必要です。

性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼし、被害者の尊厳を著しく踏みにじる人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

性暴力の根絶のためには、暴力を容認しない意識を高める教育や啓発、二次被害をおこさないための正しい理解が必要です。また、性暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるよう、相談や支援に関する情報の発信を行うとともに、被害者の立場に立った効果的な支援体制を整備する必要があります。

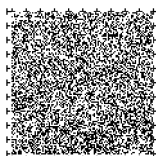
また、近年、本市では、大雨災害が頻発しています。防災・減災対策、避難所運営などの被災者支援、災害からの復興といった各場面において、男女共同参画の視点を取り入れた取組が必要です。そのためには、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を一層進めていく必要があります。

### 施策

- (1)生涯を通じた男女の健康支援
- (2)性暴力の防止及び被害者支援の充実
- (3)防災における男女共同参画の促進

### 目指す姿

誰もが、互いの身体的特徴や性についての理解を深め、多様な属性の人々の人権を尊重し、すべての人々が安心して健康に豊かな生活を送れる社会を目指します。



## 施策1 生涯を通じた男女の健康支援

### 現状と課題

女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なります。女性については、その心身の状態が年代によって大きく変化する特性があることから、人生の各段階における女性特有の健康課題を解決することが重要です。

また、女性の健康は、妊娠・出産という次世代の健康を育むことにも直結するため、そのような観点を持って取組を推進していく必要があります。

一方、男性においては、健康を害する生活習慣や自殺の割合が女性に比べて多いことなどが指摘されています。

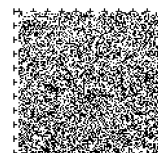
ライフスタイルが多様化するなか、男女がともに生涯を通じて健康を保持するには、自身の身体についての正しい知識を持ち、お互いを尊重しながら思いやりを持つことが重要です。そのためには、男女が互いの性差に応じた健康についての正しい知識の普及・啓発と気軽に相談しやすい窓口の設置及び周知が必要です。

あわせて、女性が安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりと、性に関する健康への支援に取り組む必要があります。

### 具体的事業

#### (1)生涯を通じた女性の健康支援

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
31101	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性の心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・成熟期・更年期・高齢期といったライフステージに応じた健康に関する講座の開催や情報提供、相談体制の充実を図る。また、男女が互いの身体的性差に応じた健康についての理解を深めるための取組を進める。	協働推進部 (男女平等推進センター) 健康福祉部 (地域保健課) 子ども未来部 (こども子育てサポートセンター)
31102	女性の精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実	自殺や精神疾患に対する正しい認識と偏見をなくす取組を進めるとともに、こころの健康相談やこころの相談カフェ等を通して、女性に多い家庭問題をはじめとした不安や悩みへの相談支援を行う。また、様々な生きづらさを抱える女性が、適切に相談窓口につながるよう各種相談窓口の周知を図る。	健康福祉部 (保健予防課)
31103	スポーツ機会の充実	男性に比べて女性の運動・スポーツ習慣者が低いことに鑑み、性別や世代にかかわらず、運動の機会の充実を図るための環境整備を行い、生涯を見通した健康な体づくりに取り組む。	市民文化部 (体育スポーツ課)



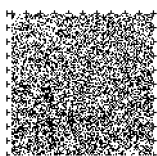
31104	生涯を通じた女性の健康づくりの促進	女性のライフステージに応じた健康支援を行うとともに、女性特有のがんなどの疾病の予防に取り組む。	健康福祉部 (健康推進課)
31105	介護予防の推進(女性)	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の女性の骨折や転倒などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。	健康福祉部 (長寿支援課)

## (2)生涯を通じた男性の健康支援

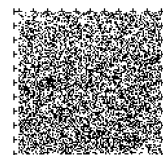
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
31201	男性相談の実施	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
31202	男性の精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実	男性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、働く場において心身ともに健康でやりがいを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスの意識向上等について、事業所等と連携した取組を進める。また、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。	健康福祉部 (保健予防課)
31203	生涯を通じた男性の健康づくりの促進	男性に疾患が多い生活習慣病の発症や重症化の予防対策と健康の増進に取り組む。	健康福祉部 (健康推進課)
31204	介護予防の推進(男性)	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の男性の脳卒中や心臓病などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。	健康福祉部 (長寿支援課)

## (3)妊娠・出産と性に関する健康への支援

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
31301	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	安心して出産し子育てができるよう、出産前から出産後まで一貫した健康支援を行う。妊娠から出産、育児についての正しい知識の習得と、妊婦同士や子育て中の親同士の交流を進める取組を行う。その他、妊娠を希望する夫婦に対して、不妊治療の支援を引き続き実施する。	子ども未来部 (こども子育てサポートセンター)



31302	子育て世代包括支援事業の実施	<p>妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や 18 歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。また、身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO 等と連携した支援を行う。</p>	<p>子ども未来部 (こども子育てサポートセンター)</p>
31303	<p>性感染症の相談・検査の充実</p>	<p>HIV などの性感染症に関する啓発の推進と相談・検査体制を充実させ、早期の相談・受診を促す。 また、性感染症の理解を広げるため、様々な機会を利用して啓発を行う。</p>	<p>健康福祉部 (保健予防課)</p>
31304	<p>健康教育や性教育の指導の充実 【再掲】</p>	<p>児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、ジェンダー平等教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。</p>	<p>教育部 (学校教育課)</p>



## 施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

### 現状と課題

性暴力は、被害者の心身に深刻な影響を及ぼし、その人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

近年は、SNS などのデジタルコミュニケーションツールの普及により、性暴力の形態は一層多様化しており、これに対する効果的な対策が急務となっています。

性暴力を根絶するためには、暴力を容認しない意識を高める教育や啓発活動が不可欠です。また、二次被害を防ぐための正しい理解を促進し、被害者が安心して相談できる環境を整えることが求められます。

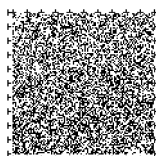
### 具体的事業

#### (1)性暴力の防止

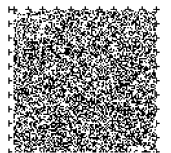
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
32101	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることや「性の商品化」の防止についての認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会の実現に向けて啓発を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
32102	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	まちづくりに多様な人材が参画できるよう、校区コミュニティ組織を対象とした男女共同参画社会の実現やセクシュアル・ハラスメントの防止に対する研修を行うよう働きかける。	協働推進部 (地域コミュニティ課)
32103	職場におけるハラスメント防止の啓発	職場におけるハラスメントを防止するため、事業主や労働者を対象に、様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行う。	商工観光労働部 (労政課)

#### (2)相談・支援体制の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
32201	性暴力被害に関する相談・支援体制の充実	性暴力被害に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、早期の解決と回復に向けた支援を行う。	協働推進部 (広聴・相談課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
32202	関係機関・団体との協働による性暴力被害者支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)



32203	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	学校内におけるハラスメントを防止するために、指導・助言を行うとともに、ハラスメント相談員への研修を行うなど取組の充実を図る。	教育部 (教職員課)
32204	市職員セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実	市職員のセクシュアル・ハラスメント等の未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	総務部 (人事厚生課)



### 施策3 防災における男女共同参画の促進

#### 現状と課題

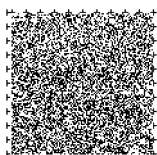
本市では、近年、大雨災害が頻発しています。防災・減災対策、避難所運営や被災者支援、復興に向けた取組において、誰もが男女共同参画の視点を持ち、災害に強いまちづくりを推し進めていくことが重要です。

女性は防災・復興の「主体的な担い手」であり、平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となります。日頃から、女性がまちづくりに参画し、より多様な視点を取り入れることで、安全・安心な防災体制の整備を進めていく必要があります。

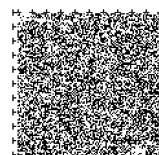
#### 具体的事業

##### (1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
33101 (新規)	久留米市防災会議への女性の登用の推進	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、久留米市防災会議での女性委員の拡大に努める。	総務部 (防災対策課)
33102 (新規)	防災士や防災リーダーへの女性の登用の推進 【再掲】	地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、防災士や防災リーダーへの女性の登用の推進し、地域の防災力の向上を図る。	総務部 (防災対策課)
33103 (新規)	地域における自主防災活動等への女性参画の推進 【再掲】	地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、地域での自主防災活動や出前講座などへの女性の参画を増やす。	総務部 (防災対策課)
33104 (新規)	誰もが安心して避難できる環境づくり	男女のニーズの違いなど、多様な視点を取り入れ、誰もが安心して避難できる環境を整える。	総務部 (防災対策課)
33105 (新規)	災害時における女性相談の実施	災害時における女性相談を実施する。 また、必要に応じて、避難所などへ女性相談員等を派遣する。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)



施策の方向Ⅳ  
DVのない社会の実現



## 施策の方向Ⅳ DVのない社会の実現

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVの被害者は多くの場合女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や暴力を容認する意識、男女間の経済的格差等、社会的・構造的な問題があると言われており、男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内や交際関係の中で行われることが多いため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向にあることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

市に寄せられる女性からの相談件数は、令和3年度に過去最高となり、以降も高い状況が続くとともに、相談内容も多様化・複雑化しているため、関係機関との連携を深めるなど、相談支援機能の強化が必要です。

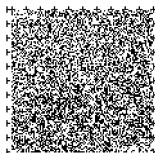
セーフコミュニティの取組によるDV防止のための啓発を推進していくとともに、被害者に対する相談窓口の周知、民間団体や関係機関との連携による早期発見など、支援の充実を図っていく必要があります。

### 施策

(1)DVの防止及び被害者支援の充実

### 目指す姿

DVは重大な人権侵害であること、その背景には暴力を容認する意識と固定的な性別役割分担意識からくる社会的、経済的な格差があることを理解し、社会全体で暴力の根絶に向けた取組を行い、人権の擁護とジェンダー平等の実現を図るためにDVのない社会の実現を目指します。



## 施策1 DVの防止及び被害者支援の充実

### 現状と課題

DVは、重大な人権侵害です。本市では、平成22年度にDV対策基本計画を策定し、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的に取組を行ってきました。

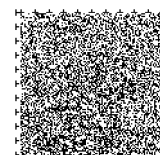
しかし、令和6年度の「男女平等に関する市民意識調査」では、経年では減少傾向にはあるものの、女性の20.3%、男性の12.0%が過去5年間にDVを受けたことがあるという結果となっています。さらに、女性の43.2%、男性の75.0%が誰にも相談できていない状況です。

DVのない社会の実現に向け、DV対策基本計画に基づき、より実効性の高いDV防止と被害者支援に継続して取り組んでいく必要があります。

### 具体的事業

#### (1)DVの根絶に向けた意識啓発と被害の防止

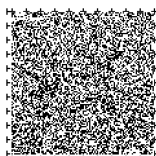
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
41101 (新規)	DV対策基本計画に係る事業計画策定の検討	より実効性の高いDV防止と被害者支援に取り組むため、DV対策基本計画に係る事業計画の策定に向けて、検討を行う。	協働推進部 (男女平等政策課)
41102	DVの理解促進と相談窓口の周知	多くの市民にDVの正しい理解を促すとともに、相談窓口を広く周知するため、様々な啓発を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 各総合支所 (地域振興課)
41103	「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発の実施 (パープルリボンキャンペーン)	DVやセクシュアル・ハラスメントなどの「女性に対するいかなる暴力も許さない」という意識を高めるために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発等を行う。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター)
41104	幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進	DVの正しい理解を進め、男女平等や暴力防止の視点に立った教育が幼稚園や保育所、学校、地域等あらゆる場で行われるよう研修や講座などを実施する。 また、被害に遭った時に速やかに相談につながるよう、相談窓口の周知を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (子ども保育課) 教育部 (学校教育課) (教育センター)
41105	「デートDV防止啓発プログラム」を用いた若年層への啓発	若い年代から、暴力を容認しない意識を育成するために、民間支援団体と連携して中・高校生、専門学校・大学生を対象としたデートDV防止啓発講座を実施するとともに活用を促す。	協働推進部 (男女平等推進センター) 教育部 (学校教育課)



41106	ジェンダー平等に関する市職員研修の実施(DV研修) 【再掲】	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を革新し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。 全職員への男女平等研修では、3年に1回テーマを「DV」として実施する。	総務部 (人材育成室)
41107	医療機関に対する研修等の実施	医療関係者のDVに対する正しい理解を深め、被害者の早期発見・早期相談につながるよう「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を活用して、市内の医療機関を対象に研修等を実施する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 健康福祉部 (総務医薬課)
41108	DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進	面前DVは子どもへの虐待にあたることやDVが子どもに及ぼす影響について、正しい理解を深めるための啓発や研修等を実施する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41109	外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知	外国人を対象に、DVを正しく理解するための啓発と被害に遭った場合の相談窓口の周知を行う。	協働推進部 (広聴・相談課) (男女平等推進センター)

## (2)相談体制の充実

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
41201	相談員の技術向上(DV相談)	DV被害者に適切な支援が行えるよう、相談員に実務研修を行い、相談対応の技術向上を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41202	相談関係機関ネットワークの効果的な運営	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携強化を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
41203	DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承	市職員がDV被害者に対し適切に対応できるよう、各種マニュアルを活用して対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
41204	障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実	障害者、高齢者、外国人等、様々な状況にあるDV被害者に適切な支援ができるよう、関係課と連携した対応を行う。また、窓口対応にあたっては、各マニュアルを活用し、適切に対応する。	協働推進部 (広聴・相談課) 健康福祉部 (障害者福祉課) (長寿支援課)
41205	男性のための相談対応の実施 【再掲】	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)



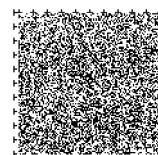
41206	多様な相談体制の検討	DV 被害等の潜在化や深刻化を防ぐため、メールや SNS 等を活用した多様な相談体制について検討を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
-------	------------	--	-----------------------

### (3)被害者の安全確保と支援の充実

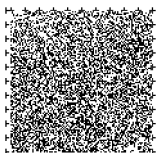
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
41301	関係機関等との連携による被害者の安全確保	県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望する DV 被害者の安全を確保する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41302	DV 被害者の自立に向けた住まいの確保	DV 被害者の自立に向けて、市営住宅を確保する。	都市建設部 (市営住宅課)
41303	住所情報保護措置による被害者の安全確保	DV 被害者等の情報管理を徹底し、住所情報等の保護を行い、被害者の安全を確保する。	協働推進部 (男女平等政策課) 市民文化部 (市民課) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41304	「ワンストップ化のための DV 被害者相談共通シート」の活用による DV 被害者の安全な自立支援の推進	「ワンストップ化のための DV 被害者相談共通シート」を活用して DV 被害者等が安全で迅速に必要な支援を受け、自立できるように、職員の対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41305	DV 被害者の自立に向けた就業支援	DV 被害者の経済的な自立を目指し、ひとり親サポートセンター等を活用した就業支援を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
41306	ジェンダー平等に関する調査研究事業の実施【再掲】	ジェンダー平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)

### (4)関係機関との連携強化

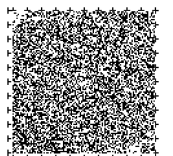
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
41401	民間支援団体との協働による DV 被害者支援	DV 被害者の適切な支援を目的として、民間支援団体と協働で被害者支援に取り組む。また、民間支援団体への支援を継続して行う。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)



41402	相談関係機関ネットワークの効果的な運営【再掲】	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV 被害者支援の連携強化を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
41403	関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化	関係機関・団体と情報を共有するとともに、必要に応じてケース会議を行うなど、連携を強化する。また、児童相談所等との連携体制を強化し、DV や児童虐待の早期発見に取り組み、適切な支援を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)



**施策の方向Ⅴ**  
**困難を抱える女性等が**  
**安全に安心して暮らせる社会の実現**



## 施策の方向Ⅴ 困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現

困難を抱える女性等の支援には、男女共同参画の視点で個人の様々な生き方に沿った切れ目のない取組が必要です。

女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況による経済的困窮、孤独・孤立などの社会的困難等、女性の抱える問題は近年複雑化、多様化、複合化が進み、包括的な支援が必要とされています。

そのような中、困難な課題に直面した女性に対する包括的な支援を提供するため、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の理念のもと、令和4(2022)年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6(2024)年4月1日に施行されました。また、令和5(2023)年3月には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示されています。

困難な問題を抱える女性等の支援にあたっては、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いことにも留意し、個々の状況に応じて本人の意思を尊重しながら、最適な支援を受けられるよう、行政と関係機関、民間支援団体とが連携を図り、継続的な支援を推進することが必要です。

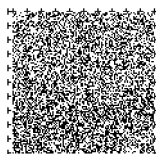
また、ひとり親であることや若年であること、高齢であること、障害があること、外国人であること等に加え、女性であること、セクシュアル・マイノリティ等により様々な困難を抱える人々が自立し、生涯にわたり心身ともに安全で安心した生活が送れるような社会環境づくりが求められます。

### 施策

(1) 様々な困難を抱える女性等への支援の充実

### 目指す姿

一人ひとりが置かれている状況に応じた、柔軟できめ細かな支援を行い、困難を抱える女性等が安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。



## 施策1 様々な困難を抱える女性等への支援の充実

### 現状と課題

様々な困難を抱える女性等は、生活困窮や DV、性暴力などの複合的な事情により困難な状況に置かれている場合も少なくありません。そのため、支援にあたっては、本人の意思を尊重しながら、それぞれの実情に応じたきめ細かな相談対応が求められます。

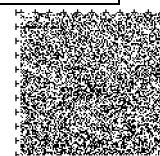
民間団体との協働をはじめとした、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた支援体制を整備し、様々な困難を抱える女性等へ支援を行うことが求められています。

また、トランスジェンダーをはじめとするセクシュアル・マイノリティなどについて、市民の理解を深めるための啓発等の取組が必要です。

### 具体的事業

#### (1) 困難を抱える女性等への支援体制の充実

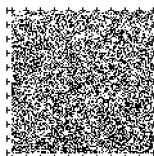
No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
51101 (新規)	女性支援新法に基づく基本計画に係る事業計画策定の検討	より実効性の高い困難を抱える女性への支援に取り組むため、女性支援新法に基づく基本計画に係る事業計画の策定に向けて、検討を行う。	協働推進部 (男女平等政策課) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51102	相談関係機関ネットワークの効果的な運営【再掲】	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV 被害者等への支援の連携強化を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
51103	関係機関等との連携による被害者の安全確保【再掲】	県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望する DV 被害者等の安全を確保する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51104	多様な相談体制の検討【再掲】	DV 被害等の潜在化や深刻化を防ぐため、メールや SNS 等を活用した多様な相談体制について検討を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)
51105	性暴力被害に関する相談・支援体制の充実【再掲】	性暴力被害に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、早期の解決と回復に向けた支援を行う。	協働推進部 (広聴・相談課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51106	女性の精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実【再掲】	自殺や精神疾患に対する正しい認識と偏見をなくす取組を進めるとともに、心の健康相談や心の相談カフェ等を通して、女性に多い家庭問題をはじめとした不安や悩みへの相談支援を行う。また、様々な生きづらさを抱える女性が、適切に相談窓口につながるよう各種相談窓口の周知を図る。	健康福祉部 (保健予防課)



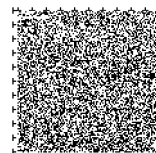
51107	高齢者の相談支援体制の充実	高齢者やその家族が、地域で安心して暮らし続けることができるように、相談窓口を啓発するとともに、関係課と連携し、情報提供や権利擁護などの適切な支援を行う。	健康福祉部 (長寿支援課)
51108	障害者の相談支援体制の充実	障害者やその家族からの相談体制の充実を図り、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるよう関係課と連携し、情報提供や支援を行う。	健康福祉部 (障害者福祉課)
51109	本市に在住する外国人への相談・生活支援の充実	外国人が抱える課題や問題などの把握に努め、相談窓口の周知を図る。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努め、関係課と連携し、情報提供や支援を行う。	協働推進部 (広聴・相談課)
51110	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討【再掲】	SOGI(性的指向・性自認)を正しく理解し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、求められる支援について調査・研究を行う。	協働推進部 (人権・同和対策課) (人権啓発センター) (男女平等政策課) (男女平等推進センター)

## (2) 困難を抱える女性等への支援

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
51201	民間支援団体との協働によるDV被害者等への支援【再掲】	DV被害者等の適切な支援を目的として、民間支援団体と協働で被害者支援に取り組む。 また、民間支援団体への支援を継続して行う。	協働推進部 (男女平等政策課) (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51202	ひとり親サポートセンター事業の実施	ひとり親等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51203	ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施	ひとり親家庭の保護者の就職に有利な資格取得のための給付金等の支給や自立のための貸し付けを行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51204	ひとり親家庭日常生活支援事業の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51205	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)

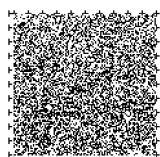


51206	困難を抱える女性等の自立に向けた住まいの確保	市営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、住まいの確保につなげる。	都市建設部 (市営住宅課)
51207 (新規)	母子生活支援事業の実施	困難を抱えた母子が、安心して生活し自立できるような居場所を確保し、自立に向けた支援を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51208 (新規)	早期から切れ目のない被害回復支援の実施	関係部局、関係機関及び民間支援団体との連携により、早期に支援対象者を発見し、困難な問題を抱える女性に寄り添い、つながり続け、本人の意思を尊重しながら、回復に向けた支援を実施する。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51209 (新規)	困難な問題を抱える女性への自立支援	相談者本人の意思を尊重しながら、関係部局、関係機関及び民間支援団体と連携、協働し、新たな生活を始めるにあたり、生活や経済基盤を安定させるための支援を行う。	子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51210	住所情報保護措置による被害者の安全確保【再掲】	DV 被害者等の情報管理を徹底し、住所情報等の保護を行い、被害者の安全を確保する。	協働推進部 (男女平等政策課) 市民文化部 (市民課) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51211	生活自立支援センターの事業の実施	地域へ生活自立支援センターを周知するとともに、生活自立支援センターにおいて、生活の困りごとや不安などの相談に対して、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。	健康福祉部 (生活支援第2課)
51212	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもを対象に、学習支援や日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	健康福祉部 (生活支援第1課) (生活支援第2課)
51213	こども食堂事業費補助金	子どもが将来にわたって幸せな状態で成長するため、安全・安心に過ごすことができる居場所をつくることを目的に、食事の提供のみならず、基本的な生活習慣の習得、地域との交流、学習支援、調理実習を行うこども食堂を実施する団体に対して必要な経費を補助する。	子ども未来部 (子ども政策課)
51214	犯罪被害者等への総合的な対応窓口による支援の実施	犯罪被害者の総合的対応窓口を設け、被害に遭われた方に必要な手続きや適切な相談機関の案内を行うことで、早期の回復や自立に向けた支援につなげる。	協働推進部 (安全安心推進課)

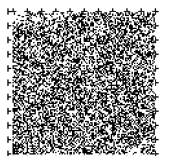


(3)人材育成・研修

No.	具体的事業	事業内容	担当部局(担当課)
51301 (新規)	相談員の技術向上(女性相談)	困難を抱える女性に適切な支援が行えるよう、相談員に実務研修を行い、相談対応の技術向上を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (家庭子ども相談課)
51302	ジェンダー平等に関する市職員研修の実施【再掲】	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。	総務部 (人材育成室)
51303	DV 被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承【再掲】	市職員がDV被害者に対し適切に対応できるよう、各種マニュアルを活用して対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 (男女平等推進センター)
51304	幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進【再掲】	DVの正しい理解を進め、男女平等や暴力防止の視点に立った教育が幼稚園や保育所、学校、地域等あらゆる場で行われるよう研修や講座などを実施する。 また、被害に遭った時に速やかに相談につながるよう、相談窓口の周知を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター) 子ども未来部 (子ども保育課) 教育部 (学校教育課) (教育センター)
51305	医療機関に対する研修等の実施【再掲】	医療関係者のDVに対する正しい理解を深め、被害者の早期発見・早期相談につながるよう「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を活用して、市内の医療機関を対象に研修等を実施する。	協働推進部 (男女平等推進センター) 健康福祉部 (総務医薬課)
51306	ジェンダー平等に関する調査研究事業の実施【再掲】	ジェンダー平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部 (男女平等推進センター)



## 計画推進体制の整備



## 計画推進体制の整備

第5次行動計画に基づく広範な施策を円滑に実施するため、全庁的な調整機能を一層強化し、進捗管理を徹底します。これにより、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより実効性のあるものとします。

### 1 計画推進体制の強化・徹底

#### (1)男女平等政策会議の機能の充実・強化

久留米市では、庁内組織である男女平等政策会議(会長:市長)が中心となり、男女平等を進める条例を実効性のあるものとする行動計画を策定しています。行動計画に基づく各施策を総合的かつ効果的に実施するため、男女平等政策会議で各担当部局の推進状況や課題を共有し、相互協力と施策の総合調整に努めます。

#### (2)男女平等政策審議会との連携・強化

男女平等政策審議会は、男女平等を進める条例に基づく市長の附属機関として設置され、男女平等に関する専門知識を有する学識経験者、関係団体の代表及び市民等の多様なメンバーで構成されています。本審議会は、市長の諮問に応じて行動計画の策定及び変更に関し答申を行うとともに、行動計画の実施状況に関する年次報告についても意見を述べるなど、行動計画の推進に重要な役割を担っています。審議会との連携を一層強化し、男女共同参画に関連する重要課題の把握と解決に努め、行動計画を確実に進めていきます。

#### (3)男女平等推進委員制度の周知・活用の促進

男女平等推進委員は、男女平等を進める条例第17条に規定された男女平等に関する苦情や権利侵害などの救済の申出に対応するため、市長が委嘱した専門的な機関です。この制度について、市民が一層活用できるよう周知を図ります。

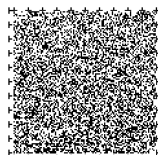
#### (4)調査・研究の充実及び情報の収集・提供

行動計画の推進においては、施策の実効性を評価し、今後の方向性を検討するため、市民と市職員双方の意識を調査することが重要です。ジェンダーの観点を重視し、性別や年代別データの収集・分析を行い、地域社会における男女の状況を客観的に把握します。この分析をもとに、性別が生活などに与える影響について、調査・研究を行い、施策の反映に努めます。

### 2 推進拠点としての男女平等推進センターの機能充実

男女平等推進センターは、男女平等を進める条例に基づき、「男女平等推進施策を実施するための拠点」としての役割が明確に位置付けられています。男女の自立と男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センターの機能の柱である「自立」「情報」「交流」の3つの機能をさらに強化し、効果的かつ多様な事業の展開を目指します。

「自立」の機能では、ジェンダーに起因する様々な課題に対する学びの場を提供し、ジェンダー平等意



識の向上を図ります。特に、若者や子育て世代、男性も含めた利用者の拡大を図り、女性の経済的・社会的自立を支援するための就業支援や人材育成事業を推進します。また、DV や性暴力などに対する相談窓口の充実や、関係機関との連携強化を通じて、困難を抱えた女性等の支援を行います。

「情報」の機能では、ジェンダー平等に関する情報の収集・発信を強化し、広く市民に向けた啓発活動を推進します。課題解決のための調査や研究を専門家や関係団体と協働で行い、得られた知見を事業展開に活かすことで、実効性のある施策を展開します。

「交流」事業においては、市民参加型のプログラムを充実させ、市民団体の自主的活動やネットワークづくりへの支援を行います。市民や関係団体との協働によって、ジェンダー平等を促進する取組を進めていきます。

### 3 市民との協働

市民のジェンダー平等の意識は少しずつ進んでいるものの、長い時間をかけて人々に深く根づいている固定的性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が存在することで、社会全体で男性が優遇されていると感じている人が多く、男女の不平等感は解消されていません。男女共同参画社会の実現のためには、ジェンダー平等についての正しい理解を促進し、市民一人ひとりの意識や行動の変革につなげていくことが必要です。

そのためには、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業所、市など、久留米市を構成するすべての主体が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場など社会の様々な分野においてジェンダー平等を協働して進めていくことが重要です。

市では、様々な分野におけるジェンダー平等の理解促進や女性リーダーの育成、また、地域や防災など市民の身近な暮らしの場における課題解決に向けた自主的な取組を支援するとともに、連携・協働した取組を行っていきます。

